

労働基準広報

2018 No.1955

4/11

CONTENTS

特集 社会保険の適用強化・徴収対策について——6

平成31年9月末目途に適用要件を満たす事業場の社会保険加入指導等を実施

厚生労働省は2月26日、社会保障審議会年金事業管理部会において、日本年金機構の平成30年度計画（案）を策定した。日本年金機構は、平成26年度より第2期中期計画を実施しており、平成30年度をその最終年度としている。同計画（案）では、公的年金制度の趣旨、保険料納付者間の公平性を確保するため、徴収専門の本部組織の設置や公権力行使機能の再構築に向けた取組の推進、社会保険未適用事業所に対しては取組期限を設け加入指導等を実施し、厚生年金保険・健康保険等の保険料収納率の前年度と同等以上の水準の確保等を目標とし、数値目標など、具体的な取組やスケジュールを示した。今回は、日本年金機構の平成30年度計画（案）の社会保険の適用強化・徴収対策についてみていく。

（編集部）

●特別企画／平成29年度 特定最低賃金の決定状況 ————— 16

全国加重平均868円（14円増）

特定最低賃金は、平成29年度に188件の改正が行われ、全国を適用地域として定める1件を除く232件の全国加重平均額は868円（対前年度14円増）となりました。

（厚生労働省・労働基準局賃金課）

●相談です！ 弁護士さん ————— 24

相談04「出来の悪い新入社員を首にしたい」～試用期間中の解雇の問題～

試用期間中はしっかりと労働者の適性を見極めなければならない

「試用期間満了後の普通解雇」は、「試用期間満了時の本採用拒否」よりも有効性が認められにくい、「試用期間途中の解雇」よりは認められやすいといえよう。試用期間中は、しっかりと観察し、改善の機会を与えるべく注意・指導を行うことが重要である。

（執筆／弁護士・大山洵（高田英明法律事務所）

（監修／北海道大学名誉教授・道幸哲也）

●NEWS ————— 1

（受動喫煙防止のため場所ごとに対策図る法案上程）32年4月から事務所等の施設は屋内禁煙／（ジョブ・カード様式を全面改正）本人が記入をする部分は記載項目ごと欄を分ける／（内閣府・29年度企業行動調査結果）今後3年間の雇用者数は増加見込む企業6～7割／ほか

●労働判例解説／東日本旅客鉄道（出向）事件 — 35

グループ会社への業務委託に伴う委託先への出向命令
出向命令に業務上の必要性が認められ
不利益も甘受すべき範囲内であり有効

（平成29年10月10日・東京地裁判決）

（弁護士・新弘江〔光樹法律会計事務所〕）

●本誌読者アンケート — 15 ●連載 労働スクランブル⑩（労働評論家・飯田康夫） — 46 ●わたしの

監督雑感 山口・萩労働基準監督署長 藤村哲也 — 54 ●労務相談室だより — 56

アンケートへのご協力をお願い致します（15ページ）

労務相談室

回答者

雇用保険法 [60歳以上の者が介護休業の申出] 雇用保険の給付金は	48	社労士・糸谷有希子
職業安定法 [金融庁の金融機関向け監督指針] 可能な人材紹介業務とは	50	弁護士・平井彩
安全衛生 [就労にH I V検査が必要な国に派遣] 対象者に検査強制できるか	52	弁護士・岡村光男

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内